

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月17日

広島県公安委員会

委員長 北 川 祐 治

広島県公安委員会規則第14号

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(緊急自動車等の指定等) 第5条 略 2 前項の申請書には、当該申請に係る自動車の <u>自動車検査証記録事項（道路運送車両法第58条第2項に規定するものをいう。）が記載された書面又は軽自動車届出済証の写しを添付しなければならない。</u> 3～6 略	(緊急自動車等の指定等) 第5条 略 2 前項の申請書には、当該申請に係る自動車の <u>自動車検査証又は軽自動車届出済証の写しを添付しなければならない。</u> 3～6 略

附 則

この公安委員会規則は、令和5年1月1日から施行する。